

埼玉県報



埼玉県発行

目次

規則

○知事等を名あて人とする埼玉県規則の様式における敬称の取扱いの特例に関する規則 (文書課)

告示

○特定非営利活動法人の設立に係る公告 (川越比企振興)

○知事等を名あて人とする埼玉県告示の様式における敬称の取扱いの特例 (文書課)

○特定非営利活動法人の設立に係る公告 (NPO活動推進課)

○大規模小売店舗の変更に關する告示 (商業支援課)

○大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示 (〃)

○手子林第二土地改良区の役員就退任届 (加須農林)

○神扇土地改良区の役員就退任届 (春日部農林)

○保安林の指定の解除予定 (森づくり課)

○桶川市下日出谷東特定土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出 (市街地整備課)

○上尾市小泉土地区画整理組合の定款の変更認可 (〃)

○上尾市大谷北部第四土地区画整理組合の定款の変更認可 (〃)

○開発行為に関する工事の完了公告 (東松山県土)

○公職選挙法に基づく選挙運動に關する収支報告書の訂正 (選管委)

○外部監査人の監査の事務を補助させることができる者についての協議 (監査第一課)

○埼玉県告示第六百五号目次中訂正 (文書課)

規則

知事等を名あて人とする埼玉県規則の様式における敬称の取扱いの特例に関する規則をここに公布する。

平成二十年五月七日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第六十二号

知事等を名あて人とする埼玉県規則の様式における敬称の取扱いの特例に関する規則

知事若しくはその補助機関又は指定管理者を名あて人とする埼玉県規則の様式の規定の適用に当たっては、当分の間、これらの規定中当該名あて人に付されている「**〔**」はこれが付されておらず、かつ、当該名あて人の上に「**〔**」と記載されているものとみなす。ただし、これによることが適当でないと知事が認めたものについては、この限りでない。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に埼玉県規則の様式に基づき作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。

告示

埼玉県告示第六百五十二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。
なお、当該申請に係る定款、役員名簿、

設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及

び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用してする方法(埼玉県NPO情報ステーション(http://www.saitamanaken-npo.net/))により縦覧に供する。

平成二十年五月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日
平成二十年四月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人むつみ会

三 代表者の氏名
成田 恵実

四 主たる事務所の所在地
埼玉県川越市仙波町四丁目二番地一

号

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者が充実した社会生活を送れるようさまざまな支援を行うなどと共に、地域への啓発活動を通して障害者の社会参加を促進し市民との交流増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第六百五十三号

知事等を名あて人とする埼玉県告示の様式における敬称の取扱いの特例を次のとおり定める。

平成二十年五月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

知事又はその補助機関を名あて人とする埼玉県告示の様式の規定の適用に当たっては、当分の間、これらの規定中当該名あて人に付されている「**燕**」はこれが付されておらず、かつ、当該名あて人の

上に「**あて**」と記載されているものとみなす。ただし、これによることが適当でないとい知事が認めたものについては、この限りでない。

なお、この告示の施行の際現に埼玉県告示の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。

埼玉県告示第六百五十四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saiamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年五月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十年四月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人コスモス・アー

ス

三 代表者の氏名
大塚 健司

四 主たる事務所の所在地
埼玉県さいたま市北区日進町二丁目

二七二番地

五 定款に記載された目的
この法人は、高齢者や障害者、地域

住民等が、遊休農地を活用して景観形成作物や野菜などの農作物を栽培するとともに、異業種交流活動を行い、ともにふれあい「環境福祉」の実践をとおして、循環型社会を形成し、誰もが豊かに暮らせる地域社会を創造することを目的とする。

埼玉県告示第六百五十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年五月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
ノジマ所沢本店

所沢市大字山口字梨子ノ木戸七百八十八番地の二外

ロ 変更の概要

設置者の代表者変更

(変更前) 大和リース株式会社

代表取締役社長 梶本 六夫

(変更後) 大和リース株式会社

代表取締役社長 森田 俊作

ハ 変更年月日

平成二十年四月一日

ニ 届出年月日

平成二十年四月二十二日

二 縦覧期間

平成二十年五月七日から平成二十年九月八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課
埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べるができる。

イ 意見書提出期間

平成二十年五月七日から平成二十年九月八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第六百五十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年五月七日

埼玉県知事 上田清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ファッションセンターしまむら三郷中央店

三郷市草加都市計画事業三郷中央一体型特定土地区画整理百十一の二街区八

他

ロ 同法第八条第一項の規定によるその他の意見の概要

駐車場対策について

出入口にイン・アウト及び止まれるの表示をお願いします。

出入口(B)には道路照明灯八十ワット以上の水銀灯か四十ワット以上の

ナトリウム灯を設置して下さい。

廃棄物に係る対策について

廃棄物収集運搬予定業者の決定にあたっては、関係法令等に配慮しつつ、

適正処理が確保されるように適切な業者を選定して下さい。なお、廃棄物の

処理及び清掃に関する法律第七条に規定する一般廃棄物の収集運搬は市の許可を受けた業者に委託して下さい。

青少年の保護・育成に係る対策について

施設及びその周辺において、青少年の健全育成や防犯、安全面について、十分なご配慮願います。

二 縦覧期間

平成二十年五月七日から平成二十年九月八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課
埼玉県東部産業労働センター

埼玉県告示第六百五十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、手子林第二土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十年五月七日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	石橋利夫	羽生市大字下手子林一六五一番地
同	岡戸儀芳	同 二四九八番地
同	小林孝一	同 一一八番地
同	小林榮	同 一一五五番地
同	越沼松雄	同 二二〇八番地
同	関根繁雄	同 一二〇三番地
同	関根貞次	同 一六七番地
同	関根明	同 一九五〇番地
同	杉山弘	同 一二四八番地
同	田中弘	同 一九四五番地
同	田中忠一郎	同 一四四番地
同	圖野忠一郎	同 一四四番地
同	中野由季恵	同 五六四番地
同	原田光二	同 一九六七番地

理事 船川由孝 幸手市大字神扇一五七〇
 同 秋葉孝之 同 同 三六五の七
 同 澁谷秀夫 同 同 一五九七
 同 後上精一 同 同 一五〇二
 同 吉田栄 同 同 一五三三
 同 吉田京一 同 同 一六〇五
 同 奥貫榮市 同 平須賀一丁目二一七
 同 後上泰一 同 大字平須賀一八二一
 監事 小沼弘易 同 平須賀一丁目六二
 同 金沢正一 同 大字神扇一五四七
 同 坂齋武男 同 同 一五〇九

埼玉県告示第六百五十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成二十年五月七日

埼玉県知事 上田清司

- 一 解除に係る保安林の所在場所 秩父市上吉田字矢丸五九七五
- 二 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 三 解除の理由 指定理由の消滅

埼玉県告示第六百六十号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九条第一項の規定により桶川市下日出谷東特定土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、次のとおり公告する。

平成二十年五月七日

埼玉県知事 上田清司

退任した理事の氏名及び住所

市原 節 桶川市大字下日出谷九四番地の四
 岡野 勇 同 同 二八一番地
 岡野 寛 同 同 二九九番地

小澤 豊 桶川市大字下日出谷一六一番地
 岸 宏治 同 下日出谷西三丁目一三番地の二
 岸 武雄 同 同 七番地の三
 岸 正勝 同 大字下日出谷七四番地
 関根 英一 同 下日出谷西三丁目一四番地の一
 中村 勝美 同 大字下日出谷二三五番地
 野本 昇 同 同 一二番地
 野本 治重 同 同 一一七番地
 和久津 孝夫 同 同 一四四番地

就任した理事の氏名及び住所

市原 節 桶川市大字下日出谷九四番地の四
 岡野 勇 同 同 二八一番地
 岡野 寛 同 同 二九九番地
 小澤 豊 同 同 一六一番地
 岸 宏治 同 下日出谷西三丁目一三番地の二
 岸 正勝 同 大字下日出谷七四番地
 関根 英一 同 下日出谷西三丁目一四番地の一
 中村 勝美 同 大字下日出谷二三五番地
 野本 昇 同 同 一二番地
 野本 治重 同 同 一一七番地
 和久津 慶治 同 下日出谷西三丁目九番地の二
 和久津 繁則 同 大字下日出谷八二番地の二
 和久津 孝夫 同 同 一四四番地

埼玉県告示第六百六十一号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十年五月七日

埼玉県知事 上田清司

- 一 組合の名称 上尾市小泉土地区画整理組合
- 二 事業施行期間 昭和六十二年八月十八日から平成二十四年三月三十一日まで

三 施行地区

上尾市浅間台四丁目、浅間台三丁目、弁財一丁目及び弁財二丁目の各一部
大字中妻字新井の全部

大字小泉字雲雀山下、字天神前、字雲雀山前、字台耕地、字赤法花、字神明後、字神明東、字氷川山、字寺後、字蘇久保、字野窪、字天神南、及び字水神前の各全部

字弁財下、字寺東、字今泉後、字雷電前、

字宮山、字天神北及び字上谷の各一部
部分二丁目的一部

大字沖ノ上字川西及び字宮山の各全部

四 事務所の所在地

上尾市本町三丁目一番一号、上尾市役所

五 設立認可の年月日

昭和六十二年八月十八日

六 変更内容

事務所の所在地を「上尾市本町三丁目一番一号、上尾市役所」から、「上尾市大字小泉八四番地一」と変更する。

七 変更認可の年月日

平成二十年五月七日

埼玉県告示第六百六十二号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により土地区画整理組合の定款の変更を認可

したので、次のとおり公告する。

平成二十年五月七日

埼玉県知事 上田 清司

一 組合の名称

上尾市大谷北部第四土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成十九年 五月 一日から
平成三十四年 三月三十一日まで

三 施行地区

上尾市大字壱丁目字新田前、字東原、字中、字愛宕前、字上原、字宮前の各一部

大字向山字新田の一部
大字小敷谷字木戸、字原通の各一部

大字今泉字稲荷前、字台下、字前原の各一部

大字大谷本郷字北久保の一部
大字川字新田、字台辻の各一部

大字地頭方字三ツ塚の一部

四 事務所の所在地

上尾市本町三丁目一番一号上尾市役所都市整備部画整理課内

五 設立認可の年月日

平成十九年五月一日

六 変更内容

事務所の所在地を「上尾市本町三丁目一番一号上尾市役所都市整備部画整理課内」から、「上尾市大字壱丁目四〇七番地一」と変更する。

七 変更認可の年月日

平成二十年五月七日

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第六十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年五月七日

埼玉県東松山県土整備事務所長

亀井清司

一 許可番号

平成二十年一月二十一日

第一九〇一三七〇号

二 検査済証番号

平成二十年四月二十八日

第二〇〇〇〇二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡吉見町大字田甲字御所堀四六四一四の一部、四六五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡吉見町大字田甲四六四番地四新巻 甫

埼玉県選管告示第五十五号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百八十九条第一項の規定により提出された平成十九年四月八日執行の埼玉県議会議員一般選挙の候補者森岡洋一郎に係る選挙運動に関する収支報告書に関し、平成二十年三月三日に出納責任者佐竹賢治から訂正する旨の報告があったので、平成二十年二月八日付け埼玉県選管告示第八号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成二十年五月七日

埼玉県行田県土整備事務所長告示第二十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年五月七日

埼玉県行田県土整備事務所長

南沢 郁一郎

一 許可番号

平成二十年四月二十八日

指令行整第一九〇〇七〇一号

二 検査済証番号

平成二十年五月一日第一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡騎西町大字中種足字五番六八九一六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

群馬県館林市松原一一一九一三〇グ
ランフォートS一〇二

松村 繁

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

池田 博行 埼玉県春日部市金崎 四一番地

平成二十年五月 七日
平成二十一年三月三十一日

ページ 段 行
百六十八 上 二十八

印刷部 20,000部
印刷部 20,000部

正 誤

埼玉県監査委員告示第五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十二第一項に規定する包括外部監査人佐野勝正の監査の事務を補助する者について、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成二十年五月七日

埼玉県監査委員 春日敏彦
埼玉県監査委員 米田正巳
埼玉県監査委員 樋口邦利
埼玉県監査委員 小島信昭

埼玉県告示第六百五号(平成二十年四月二十五日第九百七十三号) 目次中訂正
ページ 段 行
一 一 六

誤 平成二十年度埼玉県世論調査業務委託契約に関する入札公告
正 平成二十年度埼玉県政世論調査業務委託契約に関する入札公告

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
小山 彰	埼玉県川口市芝下一丁目一番七〇四号	平成二十年五月 七日 平成二十一年三月三十一日
佐久間 仁志	埼玉県川越市岸町二丁目二八番地一二(ルミエールA棟二〇一号室)	平成二十年五月 七日 平成二十一年三月三十一日
金井 千尋	埼玉県熊谷市万吉二二七六番地一一	平成二十年五月 七日 平成二十一年三月三十一日
土屋 文実男	埼玉県さいたま市浦和区仲町一丁目一五番一六号一二〇四	平成二十年五月 七日 平成二十一年三月三十一日
河合 明弘	埼玉県さいたま市中央区上落合七丁目六番四一号	平成二十年五月 七日 平成二十一年三月三十一日

発行日 毎週 火曜日・金曜日
購読料金 一年四万三千四百円(郵便料金を含む)
発行者 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇四八―八二四―二二一(代表)
印刷所 関東図書株式会社
〒330-0861 さいたま市南区別所三―一―〇
〇四八―八六―二二九〇(代表)